

3 鹿児島県保健医療計画 (圏域編) の中間見直し について

【資料 1】

ア 保健医療計画（圏域編）の中間
見直しについて

鹿児島県保健医療計画（圏域編）の中間見直しについて

1 現状・課題・背景

本県では、医療法に基づき、令和6年度から11年度までの6年間を計画期間とする「鹿児島県保健医療計画（第8次計画）」（以下「策定計画」という）を策定し、運用しています。県計画においては、二次保健医療圏域ごとに地域の特性や実情を踏まえた地域医療連携体制や5疾病6事業ごとの施策の方向性を「第11章 圏域編」に示しています。

なお、医療計画は法令上により3年ごとの中間見直しが義務づけられているため、令和8年度に県計画の見直しを行う必要があります。

2 中間見直しのスケジュール

別添のとおり（P2参照）

3 中間見直しの基本的な考え方

（1）保健医療計画と新たな地域医療構想との関係

国においては、新たな地域医療構想の策定に係るガイドライン「地域医療構想策定ガイドライン」を策定し、令和8年7月3日付に通知が発出されました。

新たな地域医療構想は、医療計画の上位概念として位置付けられます。そのため、今後の医療計画は、地域医療構想の実行計画として5疾病・6事業、在宅医療、外来医療、医師確保、医師以外の医療従事者の確保等の具体的な取組を定めることとなります。

第9次医療計画から、新たな地域医療構想を踏まえた医療計画の策定が行われます。

これらの状況を踏まえ、今回の中間見直しでは全面改定は行わず、早急に見直しが必要な事項に限定して追加・変更を行うこととします。

（2）今回の見直し内容

- ・ 現行計画の記載内容を確認するとともに、現行計画策定後の状況変化、制度改正、国の方針変更、新たな課題等に対応するため、見直しが必要な事項について地域保健医療福祉協議会における検討を踏まえた見直し素案を作成します。
- ・ 地域特有の課題に変化等がある場合は、現状と課題及び施策の方向性を見直します。

第8次保健医療計画（圏域編）の中間見直しスケジュール（令和8年8月現在）

年度	月	内容	
		本庁保健医療福祉課	地域振興局
令和7年度		○中間見直し方針の検討	○地域保健医療福祉協議会の開催 ・保健医療計画（圏域編）の進捗状況の把握と評価 ・中間見直し実施についての説明
令和8年度	4月～5月	○医療計画圏域編担当者会議 (4月23日)	
	6月～7月	○国指針改定の確認(6月10日) ○中間見直し事項の整理	
	8月～9月	○地域振興局へ圏域編中間見直し作成依頼（原案作成） ●第1回計画策定委員会(9月9日) ○本庁関係課へ県計画(原案)の作成依頼	○圏域編原案作成作業 ●第1回地域保健医療福祉協議会の開催(圏域編(原案)について意見照会) ○協議会の意見反映 ○圏域編(素案)の提出
	10月～11月	○本庁関係課へ圏域編の見直し意見聴取 ●第2回計画策定委員会(11月) ○5師会(※)へ意見聴取 ※県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県栄養士会	○本課からの意見及び策定委員会の意見を反映し修正版圏域編（素案）作成 ○地域医療連携に係る医療機関一覧の整理（～2月）
	12月～1月	○県議会環境厚生委員会での説明 ○パブリックコメント、市町村意見照会	○県議会環境厚生委員会、5師会等の意見を踏まえ反映を検討 ○パブリックコメント、市町村意見を踏まえ反映を検討 ○圏域編（案）提出
	2月～3月	○計画（案）完成 ●第3回計画策定委員会(3月上旬) ○医療審議監へ諮問、答申、計画決定 ○厚生労働大臣へ提出	●第2回地域保健医療福祉協議会の開催 ・保健医療計画（圏域編含む）の郡市医師会等関係団体へ説明 ・地域医療連携に係る医療機関一覧の決定